

【通達の題名】

令和3年4月1日付課消2－1ほか5課共同「消費税法基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）

【通達の改正の趣旨】

消費税法関係法令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

【意見公募手続に付さなかった理由】

本件は、消費税法関係法令の改正に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるために関係通達を改正するものであり、行政手続法第39条第4項第8号に該当することから、意見公募手続は実施しませんでした。